

ちゅうせい



特集

公害審査会前会長へのインタビュー

“公害審査会の役割について”

大阪府公害審査会 播磨前会長にお伺いした活性化のヒント

令和5年度公害苦情調査結果報告

ネットワーク

がんばっています

効率的で的確な公害苦情相談対応を目指して

[東京都世田谷区]

公害苦情相談処理の今

[奈良県橿原市]



三軒茶屋（キャロットタワー）
（写真提供：東京都世田谷区）



キャロットタワーからの景色



都立砧公園
（写真提供：東京都世田谷区）

Contents

- 2 特集 公害審査会前会長へのインタビュー
“公害審査会の役割について”
大阪府公害審査会 播磨前会長にお伺いした活性化のヒント
公害等調整委員会事務局
- 14 令和5年度公害苦情調査結果報告
公害等調整委員会事務局
- 18 法曹関係の皆様への周知活動について
公害等調整委員会事務局
- 21 公害紛争処理制度を知っていただくために
公害等調整委員会事務局
- 24 公調委委員によるリレーエッセイ(第6回)
公害等調整委員会委員 加藤 一実



ふじわらきゆうせき
藤原宮跡コスモス園
(写真提供：奈良県橿原市)



いまいちょう
今井町の町並み
(写真提供：奈良県橿原市)

<ネットワーク>

26 がんばっています

効率的で的確な公害苦情相談対応を目指して

東京都世田谷区環境政策部環境保全課主事

すえざき たかや
末崎 貴也

公害苦情相談処理の今

奈良県橿原市環境部環境政策課主査

おおつか さやか
大塚 沙弥香

30 公害等調整委員会の動き(令和6年10月~12月) 公害等調整委員会事務局 ※

36 都道府県公害審査会の動き(令和6年10月~12月) 公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「藤原宮跡」 <関連：28 ページ> (写真提供：奈良県橿原市)

藤原宮跡は、今から約1300年前、持統・文武・元明の三代の天皇が治めた都、藤原京の中心にあった宮殿・藤原宮のあったところです。

藤原宮にはかつて、一辺約1kmの中に大極殿や朝堂院といった国をあげての儀式や政治を行う施設や天皇の住まいである内裏などがあり、現在の皇居と国会議事堂、霞ヶ関の官庁街を合わせた性格を持っていました。藤原京が都であった期間は694年~710年の16年間ですが、その大きさは後の平城京や平安京を上回る規模ともいわれており、藤原京の構造はその後の都にも引き継がれていきます。

藤原宮跡は昭和27年に国の特別史跡に指定されており、また藤原宮跡が構成資産のひとつである「飛鳥・藤原の宮都」は、人類史上でも価値の高い文化遺産として、世界遺産への登録を目指しています。

“公害審査会の役割について”

大阪府公害審査会 播磨前会長にお伺いした活性化のヒント

公害等調整委員会事務局は、大阪府公害審査会前会長の播磨政明弁護士にインタビューを行いました。播磨弁護士からは、令和6年6月7日に開催された「第54回 公害紛争処理連絡協議会」のグループ別意見交換において、大阪府の先進的な取組の事例をご紹介いただいたところです。

インタビュー実施のきっかけは、それらの事例の中に「公害審査会の活性化」等を進めていく上でのヒントがあるのではないかと考えたからです。

そのため、播磨弁護士には改めて“大阪府公害審査会の活性化”について、在任中に取り組んでおられたことや“公害紛争処理制度全体の運営が円滑に進むために”考えておられたこと等を以下のテーマに沿ってお伺いしました。

- 1 公害紛争処理の調停の強み、特性
- 2 公害紛争処理制度と公害審査会の存在意義
- 3 公害審査会への申立ての誘導について
- 4 今後の公害紛争処理制度に期待すること

その他、日頃、公害苦情相談に従事されている職員の皆様への温かいメッセージも頂戴しました。市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての「解決力の総和」を高めるためには、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるように環境を整えることが重要です。本インタビュー記事が、関係者の皆様の今後の取組の参考になれば幸いです。

(令和6年11月29日 大阪府・伏見町法律事務所にて)



播磨 政明 氏

(はりま まさあき)

弁護士

大阪府公害審査会前会長

1 公害紛争処理の調停の強み、特性

①“大阪府公害審査会の調停の強みは、粘り強く熱意を持って進めていくということにあります。「何とか円満解決したい」という熱意を全員が持っているんです。”

大阪府公害審査会の特色として、長期間に渡って調停を行っているということと、調停回数を多数重ねて円満解決を図るというのがあります。

全体の委員数は15人です。弁護士が5人、学者や有識者が10人いて3人でチームを組みます。弁護士が必ず調停委員長になります。ですから、あとは学者と有識者、学者の中でも専門と専門外の人を組み合わせ、その3人で委員会を構成します。弁護士である調停委員長は、弁護士会の推薦を受けていますので、非常に熱意を持っていらして、とにかく「調停を成立させたい」という強い意欲を持っています。粘り強く長期間に渡って、多数回の調停をして「何とか円満解決をしたい」という熱意を全員が持っています。そういうことで長期間、多数回の調停を重ねることになるのですね。

例えば、問題が音源である場合は、音響の専門家の方に調停委員として入っていただきますので、測定も簡易に自らやってくさいます。そのようにして方向性は大体、専門家の方が示してくれます。弁護士と専門家が一緒に頑張って進めていくという双方の兼ね合いが「熱意を持って調停を重ねていく」ということに繋がっています。

②“申請人、被申請人双方が相手方に対してどういうふうにお考えになっているか、その辺りを中立的に進行するという心を心がけています。”

もう一つ、調停に当たり一番大事なのは、中立、公正に双方の言い分をお聞きすることです。

大阪の場合、直近5年間の統計を見ても、令和元年から令和5年までに32件申立てがあったんですが、そのうちのどちらか又は、双方に代理人の弁護士が付いているケースが23件ありました。つまり、72%の事件に代理人がついています。ついていない人もいますので、その場合は、被害事実を訴えてきたときの資料を収集して、双方が相手方に対してどういうふうにお考えになっているか、その辺りを中立的に進行するという心を心がけています。

申請人ご本人から、怒られたこともありますよ。なかには、公害審査会を救済機関だと思って申請してくる方もおられます。そういった場合は、お互いに譲り合う「互譲精神」をあまり理解してくれなくて、自分たちの言い分を認めてくれるのが当然じゃないかとおっしゃって、とても怒られたことがあります。苦情を聞く場なのかどうかというところもありますけれど、なかなか難しいと思った事件があります。



代理人が申請人に対して、調停とはどういうものか十分に説明して、その上での申立てだったら良いんですが、資料も乏しく、自分たちの感情を訴えて、僕ら調停委員を説得して、相手方に譲歩を求めてもらおうというお考えを持った事件でした。そういうお考えなので、こちら側が色々聞くと怒り出すんですよ。それは、本当に困りましたね。だから、期待されるのは良いんですが、公害審査会は救済機関だから何とかしてくれると思っておられると、解決の仕方が難しい場合があります。

③“規制基準も超えていないし、受忍限度も超えていないとなると話し合いにならない。そのような場合でも何らかの被害があれば、そういう被害があるんだということを原因者にも分ってもらい、何らかの解決を目指すということが重要なのかなというふうに思います。”

公害紛争と言っても近頃は、ご近所トラブルのような問題も多いんですね。マンションの上下で「何か気に入らん」とかね。何でそんなに気になるのかと現地調査に行ってもらうと、実は、そのマンションの周りがあまりに静かすぎて、上下の騒音がもろに耳に入るという案件でした。

こういうのは、現地に行かないと分からないことですし、行ってみたら上の階には子どもさんがいらっしゃるんですが、ちゃんと床に敷物を敷いて対応してくださっているんですよ。それでも、下の階に住んでいる人は気になって仕方無いと。そういう辺りからもやっぱり現地調査に行ってみていただくんで

す。典型7公害以外の問題がこれからもますます多くなるんじゃないですかね。

紛争があればそれらも含めて受け付けていますし、相手方も典型7公害とは違うと言って拒否する人はいません。そこに被害があれば、やはり何とかしようという姿勢がありますね。本当に事務局も調停委員も熱心なんですよ。紛争があれば、何とかまとめてみよう、まとめてみたいという気持ちで取り組んでいます。

それから、音に関しては日中、自宅にいらっしゃる方からの相談が多くなってきたんじゃないですかね。昼間あまり外出せずにおられる場合は、難しい場合が多いです。夜中に給湯器を使ってお風呂に入るのが23時ぐらいだから、その音がうるさいとか生活リズムは人によって違いますよね。ずっと家にいらっしゃるか、働きに出ているのかでも全然違います。最近では、ずっと家で仕事をしていて、何百メートルか離れたところの騒音がうるさいという申立てもあります。ご自分で測定して記録をつけている場合もあるし、業者に頼んで低周波音の測定をしてもらったという方もおられますが、その測定結果はなかなか利用しにくいことも多いですよ。審査会の調停では、客観的に見て本当にそうかなと確認したいけれど、申請人が独自に依頼している測定結果はその点で、使えないこともあります。審査会では、証拠も客観的に扱っていますから、申請人にとってあまり良い結果に落ち着かないこともあります。だから、受忍限度を超えている、超えていないという議論になるわけですね。そして、規制基準も超えていないし、受忍限度も超えていないとなると普通は話し合いにならない。そ

のような場合でも、何らかの被害があれば、そういう被害があるんだということを原因者にも分かってもらうということが重要なのかなというふうに思います。自分たちが思わず被害を与えてしまっていることがあるんだということが分かれば、何とかできないかなという部分もありますし。逆に隣の人がおっしゃることがよく分からないということであれば、審査会で専門家から説明してもらえば良いです。調停委員も話を伺って、じゃあ、このところをこう考えてみましょうと進めていくので、柔軟な考え方ができないとなかなか難しいですよ。

柔軟性にも運用面と解決面の双方がありますが、自分の主張が全部通るわけでもないけれども、相手の主張も全部通るわけじゃ無いんだということですよ。

④“紛争の進展に応じて、柔軟な解決方法を模索してやっていますので、最初の申立て時から成立した時点では、解決の内容が全く違ってしまいうこともああるんです。”

また、大阪の公害審査会で一般的に行っていることですが、例えば、原因者に騒音の防止措置などをしてもらうことになったとしたら、調停が終結するまでに実際、どこまで行っているのか「途中経過」を確認して、解決していることを見届けています。決して、ほったらかしにはしません。調停は、強制力があるわけではないので、執行の部分の考えると難しい部分もありますが、それでも、これまでもめたようなケースはなく、皆さん誠実に対応してくださって終結しています。

ですから、ある意味では、これも一つの特色ですが、紛争の進展に応じて、柔軟な解決方法を模索してやっていますので、最初の申立て時から成立した時点では、解決の内容が全く違ってしまいうこともああるんです。

例えば、一番始めは、建設工事の騒音や振動、日照被害が問題となって申立てがあったという事件。



日照被害については、調停中に様々な説明を受けていくうちに「これはやむを得ない」というコンセンサスが出来てきたんです。それが、建物が完成に近づいてくると今度は、プライバシーの問題が出てきた。つまり、その建物からのぞかれてしまうから、こちらに面している階段を全部、板で覆いを作って欲しいという全く別の要求に変わるんです。最初に訴えていた被害とは全く変質してしまったんです。でも、だからと言って、それは駄目ですよと断って打ち切るのではなく、原因者側つまり被申請人側にもこういう要求があるけれどどうですかと一定程度、非常階段の効用を無にしない程度の措置を取ってもらったりします。そして申請人には、これが限界ですね、これ以上やると建築基準法に触れてしまうので駄目ですよとしっかり説明します。

その他にも出来上がってきた建物には、廊下や階段の照明が一日中ついていて、今まで何も無かった所だったのに「光害」が起きてしまったじゃないかと、それを何とかして欲しいという要求も追加されました。これはも

う、被害を訴えているお宅のカーテン代を1戸当たり何万円と算定して、申請者側にお支払いするという金銭的解決で終わりましたが、当初の申立てとは全く違う柔軟な解決方法ですよね。こういう終わり方をするケースも結構あるんです。だから、建設工事が終わったからと言って、調停を打ち切るということにはならないんですよ。申請人の要求に応じて、模索しながらも円満解決を図るということなんです。

⑤“もう一つの大阪の特色である「ロングラン調停」は、解決するというよりむしろ、話し合いの場を提供する、お互いの協議の場ということで、裁判所ではなかなか出来ないようなことをしている。”

他にも、公害審査会は解決するというほかに、話し合いの場を提供することにも徹しています。成果がどこにあるのかというのはありますけれども、住民サービスという感じに取り組んでいます。弁護士の調停委員の任期は6年ずつですけど、それを継続してつながっていく「ロングラン調停」を行ってきているわけです。

つまり、安心して協議出来る場を公害審査会は提供していて、結果、長期間にわたって調停期日を重ねているけれど、それが機能しているところだと思います。公調委からすると、何やってるんだと言うことになると思いますが、これは大阪府の審査会の中では意義のあることをやっているんだという意識しております。期日を重ねると申請人

の要求事項も変わっていったって、苦情処理をしているような感じですね。もちろん、特殊な事件ではあるので、全国の皆さんの参考にはならないと思いますが、こういう使われ方もあるといいますか、見守り型の公害紛争処理になるんですね。

見守り型だからこそ、普通の事件であっても調停外で当事者同士が協議して、一定の措置を講じてもらった結果を次回の期日で報告してもらうということもやっています。例えば、次回の期日までにこれとこれをやってくださいと「宿題」を出して、その報告を受けて、「次回はこれをやってきて」と続けていく。そこまで行くと成立することが多いです。次回やること、次回までに提出してもらうこととかをきちんと調書に残しています。調停委員会からの指示で、当事者に次回期日に報告を求めるということは、普通にやっていることですね。

白黒つけるというより、どっちに寄ろうと解決したら良いわけです。原因を明らかにするのは難しいところもありますし、ご本人たちも原因について裁定を求めるというよりも「解決」を求めていますので。資料だけでは白黒つけにくいんです。そこは、突き詰めすぎずに“ソフトエンディング”に持って行くという努力をしているんですね。“ロングラン調停”もそうですよ。解決を遅らせるというのではないですからね。もし、解決するとしたら、この制度であれば取り下げてもらえるのかもしれないですよ。でも、それよりも覚書で今後も環境に配慮していくとかそういう和解になると思うんです。

2 公害紛争処理制度と公害審査会の存在意義



“本人の納得が非常に大きい解決ができる制度だから、精神的な満足が得られる。裁判所の調停よりも柔軟な解決ができるという点で、公害審査会は非常に存在意義が大きい。”

身近に相談できる体制としては、市町村に公害苦情相談窓口がありますが大阪の方は、結構難しいところがありまして、相談では解決できず紛争になった場合、もちろん訴訟も選択肢としてありますが、なかなか敷居が高いというところがあります。その場合の受け皿として公害審査会は非常に良い機能を果たしていると思います。

一番良いと思う点は、お互いに互譲しあって、その上で納得した解決を目指すことができるということです。裁判では、請求の趣旨が必要ですが、公害審査会では、相手方に対し、被害を無くす、あるいは軽減させるための行為を要求するものや何とかしてくれというような措置要求をするようなものが大半です。

申請人は一般の市民の方ですので、手元に資料が無いことも多いですし、専門家が近くにいらっしゃるわけでもない。つまり、どうやって資料を集めたら良いか、何をしたら良いか分からないという状態でいらっしゃる。それでも、裁判所とは違って特に請求の趣旨がはっきりしていなくても、「何とか被害を少なくしてほしい」とか「軽減してほしい」というような「措置の要求」を求めても良い制度です。金銭要求が求められても調停で相手方が、それを認めることはめったにありません。

金額で着地点を決めてしまうと、弁護士としては非常に難しい事件になってしまう。被害を金銭に換算してお金が取りにくい事件なんですね。それでも、申請人の納得が非常に大きく、解決できる制度なので精神的な満足が得られる。経済的な利益よりも、精神的な満足を得るというのは、裁判所の調停では難しいですから、柔軟な解決ができるという点では、公害審査会は非常に存在意義が大きい。

3 公害審査会への申立ての誘導について

①“大阪府公害審査会事務局の皆さんは、非常に誠実に当事者に対応されます。相手方に意見書の提出を依頼する場合もしっかりケアしている。そうして、当事者に応じていただけるよう水面下で相当な努力をされている。そういうところがとても大きいと思います。”

公害審査会に事件が上がってくる時点で、もう既にこじれていて、「とても話し合いによる和解なんてできない」だとか、「調停しても不成立になるだけだ」というような、消極的な意見もあるようです。

でも、例えばですが市役所が実施した騒音測定で規制値を上回る結果が出ているような場合には、当事者間では、被申請人の方が市役所の指導で一定の改善策を講じていることが、結構あるんです。それでも、申請人ご本人が市役所による指導だけでは納得できない場合がありますので、どうしてもこじれてしまう。こじれているという言い方が良いのか分かりませんが、例えそうだったとしても結局、調停委員3人が公正・中立の立場で膝を交えて、非公開で双方の話を聞きます。現地調査にも気軽に出かけて行きます。その場で相手方にも直接話して、申請人ご本人や他に被害を受けているお宅でも、同じように話を伺って、どういう状況なのかを理解した上で、規制値がどうであろうとも、もっと良い解決ができないか耳を傾けていくと調停中であっても、被申請人の方はもう少し、自ら費用を投じて更に軽減措置をしてくださっ

たりすることがあるんです。

この公害調停制度では、原因者と言われる被申請人が対応してくれますし、調停に応じる、応じないというのは原因者にとっては自由ですので、嫌だったら応じなければいいわけです。でも、僕が公害審査会在任中に断った原因者はいませんでした。これは、被申請人の方が、「調停がどんなところか、行ってみよう」と思ったのか、それとも「何か言いたいことがあって行こう」と思ったのかは分かりませんが、応諾率で言えば100%じゃないですかね。

それは、被申請人に解決意欲があるというのも、もちろんあると思いますけど、多分、大阪府公害審査会事務局の皆さんが、非常に誠実に対応されていて、被申請人に意見書の提出を依頼する場合も被申請人にしっかりケアしている。そうして、応じていただけるように水面下で相当な努力をされている。そういうところがとても大きいと思います。

②“44%は事務局への相談が申請に結びついた事件。事務局含めて審査会全体で情報共有できています。”

大阪府の公害審査会では、市町村の担当者を集めて研修をしています。アンケート結果を見ても「研修を受けて良かった」という回答が多いです。もともと、基準値を超過しているような事件の場合、市町村に指導していただいているのですが、指導しても状況が変わらないとか、そもそも基準値が無いような事

案もありますので、そうした場合は調停の申請ができることを相談者にはご案内するんです。長期間にわたって事務局の方で相談対応しているので、その過程で相談者と事務局との間に一定の信頼関係が出来ていくことが多いようです。

最終的には、本人が決めることなので無理矢理申立てを勧めるということはもちろんありませんが、令和元年から令和5年までの5年間で事務局に相談があって、申立てに結びついた件数というのが、14件でした。内訳としては令和元年に4件、令和2年に2件、令和3年に3件、令和4年に4件、令和5年は1件となっています。

これらは全部、事務局からつながった事件です。受付件数が全体で32件だったので、そのうち44%が公害審査会の事務局に相談があって、申請に結びついたという事件なんです。

ですから、審査会の事務局は申請人、被申請人双方に上手に対応していきまして、代理人が就いていないような方からの、「申請したいけれどどうしたらいいか」という相談にも誠実に対応していますし、相手方への接触も丁寧に行っているんで、応諾しないというケースはここ数年では0という状況になっています。

調停制度のいいところは、ご本人とお話しして相手方を説得するという部分でもありますが、事務局もうまくやっているんだなと思っています。申請に対して、被申請人からの意見書も大体提出してもらえます。意見書の書き方についても、事務局の方で丁寧にアドバイスされているんですね。

それから、事務局からは私のところへも相

談がこまめにあがってきていました。まず、事件が係属すると調停委員を誰にするのか、事件の背景を見ながら、この人とこの人どうですかと相談しに来るわけです。僕の方では、事件の内容、手持ち件数を見ながら弁護士委員の調停委員長を選任します。代理人が就いている場合には、この代理人を説得するには、どの人が一番適任か、と考えて選んでいます。

事務局からあがってくる相談は、調停委員の調整などから始まりますが大阪では、年に2回、全体委員会を開いています。委員全員で情報共有して、どこまで進んでいるのか、問題点はどこにあるのかなど、調停委員長から説明したら他の委員から意見があります。その辺りからも、事務局含めて審査会全体で情報共有できているから心配は無かったですね。それに、委員会とは違う観点の質問が事務局から出てくるともありますし、問題点や解決の方法について、調停委員会でも「これでいいのかな」と思っていることについて、質問を投げかけることもあります。



③“この制度は、審査会事務局の姿勢に加えて弁護士が実際に使ってくれないと、なかなか順調には進まないんじゃないかと思っています。双方の代理人がきちんと解決を目指して委員会の専門家のアドバイスを受ければ、もっともっと申立てを掘り起こせるんじゃないかと思うんです。”

「都道府県の公害審査会を、活性化していくべき」という課題については、もっと早くから危機意識を持たないといけなかったと思うんです。今の公調委からは、一生懸命何とかしたいという意欲があふれておりますけれどね。

そういう点で言うと、危機意識に関しては、労働委員会なんかはものすごく高く、何とかしようというのがあるんです。でも、公害紛争の公調委では、何とか活性化しようという雰囲気は僕が審査会会長になった最初の頃は、少なかったように感じました。最近では、6月の協議会のように闊達にご意見がでてくるようになって、良い方向に行ってるなと思うんです。その際に受付件数がゼロの審査会も相当数あると伺いましたが、公害紛争処理制度を広報して、調停制度が有用だということを訴える努力をすることが必要ですね。

協議会の後で、公調委が都道府県の弁護士会に行って説明会をされていると伺いましたが、この制度は、弁護士が実際に使ってくれないと、なかなか順調には進まないんじゃないかと思います。双方の代理人がきちんと解決を目指して専門家のアドバイスを受ければ、もっともっと掘り起こせるんじゃないかと思うんです。常設の審査会が無いところもありますから、「あなたの身近な苦情について、きちんと処理しますよ」ということを広報するとか、「自分たちはこんなことで助かりました。」というようなことをSNSなど使って発信できたら良いんだけど。「こういう事件で、こういう解決ができますよ」という解決の事例をもっとPRする必要がありますね。「こんなに役立ちました」と。調停

を進めていく過程で、最終的に解決しなくても申立て時点より良くなったケースって結構あるんですよ。

少し前に不調になったケースで、とても静かだった場所にできた施設のダンスやカラオケの音がうるさいということで、申立て時は騒音対策を求めているものがあります。双方の代理人が一生懸命にアレンジして、何時から何時まででカラオケは止めます等、一定のところまで良くなったのに、最後のところで解決金の金額でもめてしましまして、被申請人の方からしたら、これまでも十分対応してきたし、お金もかかっているのに更に追い打ちをかけられるというのはほとんどないとおっしゃって、成立しなかったというものがあるんです。このケースのように、非常に有用な話し合いができて、相手方が一定の措置を講じてくれたとしても成立しないケースもありますし、事態が改善されても成立しないというものもあります。

大阪の場合、事件を持ってくる弁護士が何人かいるんですよ。相談を受けてこの調停制度を積極的に利用するという方がいます。有用な制度ですし費用面からもコストパフォーマンスが良いと思いますね。申立てもしやすいし、専門家の知見も得られる、たまに何かむちゃくちゃなことを言うような方がおられたとしても、事務局がアドバイスしていますし、一定のシステムに乗っているから良いんですよ。ただ、やはり好き嫌いあると思いますし、こういう事件をやりたいと思わない人も結構いらっしゃると思うんです。それでも、やっぱりやりたい弁護士も一定割合いますからね。

④“僕は、大阪の弁護士会では「公害審査会の存在意義」というのは裁判所の調停とも違う形としてはっきり認識されていると
 思っていますし、積極的に活用されていると
 考えています。”

それから、こじれていると言えなかなかすごいのがありました。公害審査会に申請される前に、簡易裁判所で調停をして、その後、申立人と相手方が入れ替わって、再度調停をしたというケースなんですけど、裁判所でうまくいかなかった事件を審査会に持ってくるという、そういう事例が大阪にはあるんですよ。

最初は、被申請人側も「簡易裁判所で調停してもだめだったんだから」と、消極的なことを言いますが、それでも拒否することなく応じてくださって、進めているうちに一定方向へ進んでいくという形もあります。裁判所で調停をして、それが成立しなかったり、あるいは調停中であっても一方が公害審査会に申し立ててきて、双方で進んで行くということもあります。だから、僕は、大阪の弁護士会では、公害審査会の存在意義というのは

裁判所の調停とも違う形としてはっきり認識されていると
 思っていますし、積極的に活用されていると
 考えています。

例えば、原因者の方から裁判所ではなく、あえて公害審査会に円満解決を求めて調停を申請してくる場合もあります。自分としては、適切に一生懸命対応しているのに、理解してもらえないから「何とかしてくれ」というケースです。双方をお呼びして、「何が不満なのか」をお伺いしていく中で、争点が分かっていくこともありますし、原因者側としても「もう少しこうします」と譲歩することはありますから、そこは委員側の「何とか解決したい」という熱意にもよるんじゃないでしょうか。それに、調停に応じるよう委員側から説得されたら、やっぱり解決したいと皆さん思われるんじゃないでしょうか。

それから、公害審査会では、組織として測定にも簡易迅速に対応できるし簡易裁判所で調停不調になったものでも、新しい視点で考えるという点では、簡易裁判所よりも柔軟に出来るし、事務局もしっかりしているので、良いのかなと思います。



4 今後の公害紛争処理制度に期待すること

“制度全体として解決力の総和を高めるためには、上から旗を振るだけでなく、現場から意欲が上がってこないと難しいと思います。底上げするためには、全国の公害審査会の事務局の方が自分たちの存在意義というのを意識することが重要。”

公害紛争処理制度は、解決面からもすごく良い制度ですね。少なくとも、申立て段階ではこじれていて、主に金銭賠償ではないような措置請求が主ですので、それを専門家として仲介して、訴訟と対比して時間、費用、解決方法、互譲による解決のメリットがあるということを説明する。原因者である被申請人には、法的な問題になっていないとしても、一定程度苦情の原因があることを理解してもらって、相互に信頼関係が築けるように粘り強く工夫して協議を成立させることができる制度ですので、これは是非積極的に広報されて活用されることを期待したいと思います。

その活用のためには、やっぱり弁護士の関与が重要だと思います。この制度の有用性が全国の弁護士に認知されるということが必要ですので、公調委の方も弁護士会での制度の説明というより、例えばシンポジウムを開いて公害紛争処理に関わったことのある弁護士に来てもらって、有用性を広く伝えてもらうとか工夫できると思いますね。一方的な広報ではなく年に1回くらいシンポジウムを開かれたらいいと思います。

公害紛争処理制度全体の解決力の総和を高めるためには、上から旗を振るだけでなく、現場から意欲が上がってこないと難しいと思います。底上げするためには、全国の公害審査会の事務局の方が自分たちの存在意義というのを意識することが重要ですね。

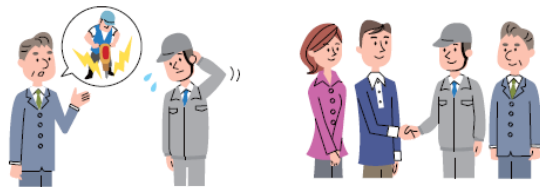
この制度を利用してもらうためには、審査会の方達に実際の現場での進め方を理解してもらうことも重要ですよ。調停は非公開だから、なかなか難しいと思いますけれど、近畿管内とか東京管内とか、事件のあるところに他の府県の方が研修か何かで勉強できる機会があると良いですよ。やっぱり現場での進め方を理解していないと、「申立てが来ても困るな、来たらどうしよう」となってしまいます。だから、申立てが来ても安心して対応できるように、実地研修みたいなことが考えられたら良いかなと思います。調停委員が当事者とやりとりしている場とか、最初は、対立していた当事者をどう説得して事情聴取しているかとかその辺りを見てもらうとかなり勉強になると思いますよ。



大阪府の審査会では、調停調書も非常に詳細に取っていますので、読み直すだけでも勉強になります。その経過からどれを次の宿題にするかとか、その辺りも出るようになっていきますから、やはり事件を掘り起こすには、事務局に頑張ってもらわないといけないんですよね。調停委員と事務局双方の努力が必要なんです。だから、事務局で継続的な対応というか、何回もご本人と話していくうちに「申立てもありますよ」という感じでご本人の意思を確認しながら、調停の申立てに持って行くようなことは事務局も努力していますし、そもそもが公平な制度ですけど、必要な資料なんかも、その相談の段階でしっかり指摘していますから、調停の進行自体もスムーズになるんですね。

ですから、やっぱり事務局の方の意識が高まるというのは非常に重要で、大阪の場合は、OJTが非常にしっかりできているんです。今年の4月に新人職員が入ったんですが、短い期間で立派に対応できるようになっていま

す。初めて配置された部署が審査会ですけど、本当にしっかりやっています。だいたい、半年もしたら十分、立派になっておられます。その前に配置された新人職員は、1年ぐらいしたら職員みんなを回していましたね。だから、本当に大阪府公害審査会のOJTはすごいと思っているんです。それだけ、事件の数が多ということもあるんでしょうけど、なによりも現場でしっかりやってるからだと思います。紛争があれば解決したいと思っていますから、双方にとって良いと思うことを何とかアドバイスして成立させたいと思って、みんな一生懸命やっています。対応の最前線にいらっしゃる方たちは、本当にすごく大変なので健康を大事に頑張っていたいただきたいと思います。



播磨弁護士にもご出席いただいた、当委員会主催の「第54回公害紛争連絡協議会」については、機関誌「ちょうせい」の以下の記事にて掲載されております。適宜ご参照下さい。

機関誌「ちょうせい」記事

① 第118号（令和6年8月）

「第54回公害紛争処理連絡協議会（前編）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000963086.pdf



② 第119号（令和6年11月）

「第54回公害紛争処理連絡協議会（後編）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000978728.pdf



令和5年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

はじめに

各都道府県及び市町村（特別区を含む。）には、住民からの公害に関する苦情を処理するため、「公害苦情相談窓口」¹が設置されています。

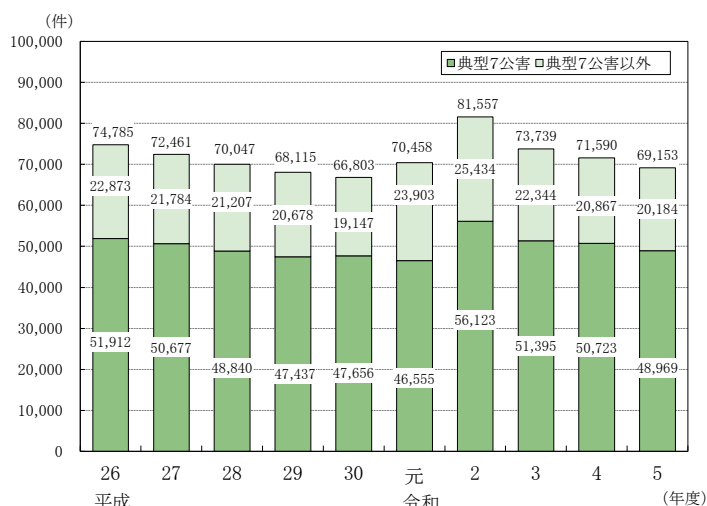
公害等調整委員会事務局では、全国の「公害苦情相談窓口」における令和5年度の公害苦情の件数や処理状況について、令和6年12月に取りまとめ、公表しましたので、その概要を報告します。

1 全国の公害苦情新規受付件数

令和5年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）は69,153件で、前年度に比べ2,437件の減少（対前年度比▲3.4%）となりました。

公害苦情受付件数のうち「典型7公害」は48,969件（公害苦情受付件数の70.8%）で、前年度に比べ1,754件の減少（対前年度比▲3.5%）、「典型7公害以外」は20,184件（公害苦情受付件数の29.2%）で、前年度に比べ683件の減少（対前年度比▲3.3%）となりました（図1）。

図1 全国の公害苦情受付件数の推移

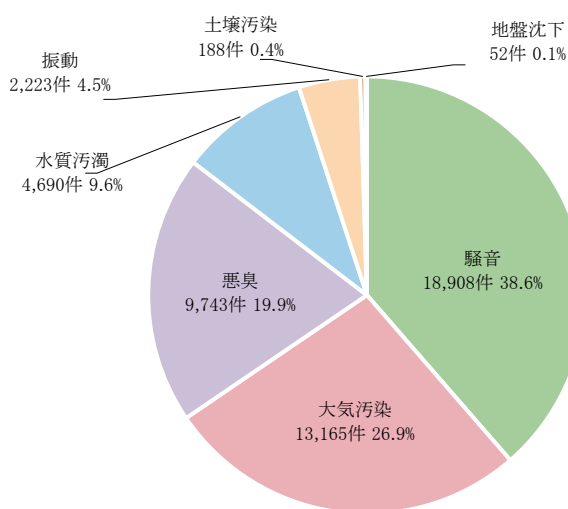


2 公害の種類別公害苦情受付件数

(1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数（48,969件）を典型7公害の種類別にみると、「騒音」が18,908件（38.6%）と最も多く、次いで「大気汚染」が13,165件（26.9%）、「悪臭」が9,743件（19.9%）、「水質汚濁」が4,690件（9.6%）、「振動」が2,223件（4.5%）、「土壌汚染」が188件（0.4%）、「地盤沈下」が52件（0.1%）となっており、上位3つの公害の合計で全体の85.4%を占めています。（図2）。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数



¹ お近くの市町村等の公害苦情相談窓口は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

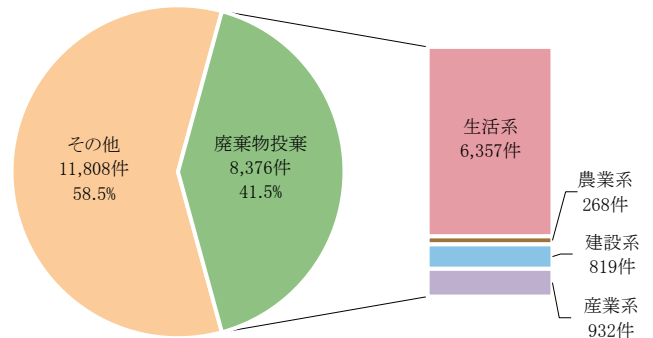


(2) 典型7公害以外の種類別 公害苦情受付件数

典型7公害以外の公害苦情受付件数（20,184件）のうち「廃棄物投棄」は8,376件となりました。

「廃棄物投棄」の内訳をみると、「生活系」の投棄が6,357件（廃棄物投棄の75.9%）と最も多くなっています（図3）。

図3 典型7公害以外の種類別
公害苦情受付件数



3 主な発生原因別の公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（69,153件）を主な発生原因別にみると、「工事・建設作業」が12,530件（18.1%）と最も多く、次いで「焼却（野焼き）」が10,616件（15.4%）、「自然系」が8,328件（12.0%）、「投棄された廃棄物」が7,096件（10.3%）となりました（図4）。

また、公害苦情の主な発生原因について、その発生源をみると、「工事・建設作業」では「建設業」が10,583件（84.5%）、「焼却（野焼き）」では「個人」が7,542件（71.0%）と、それぞれ最も多くなっています（図5）。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数

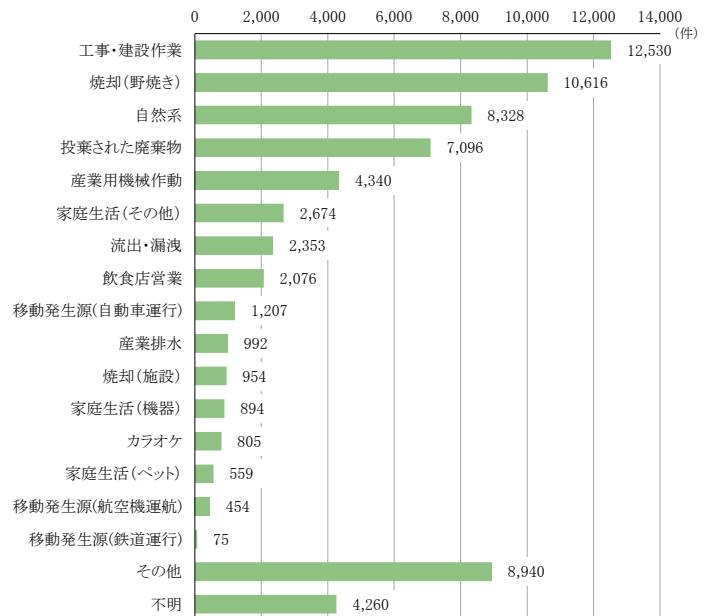
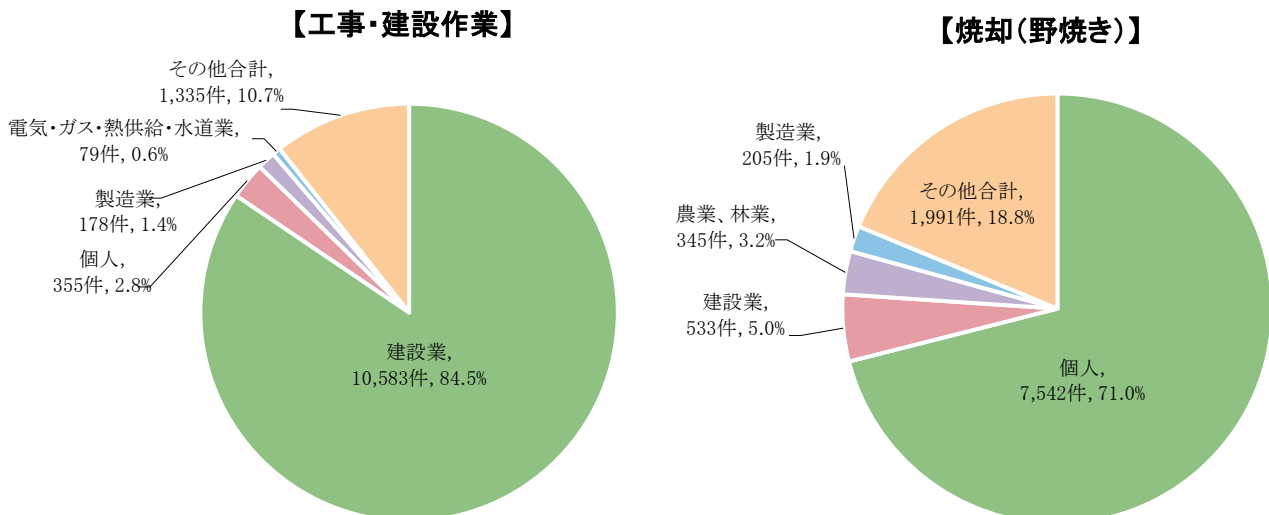


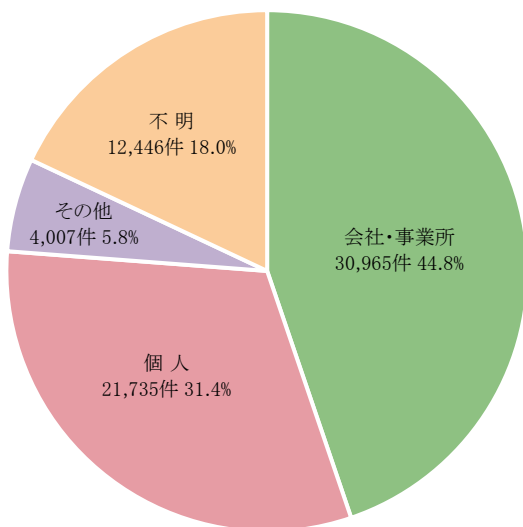
図5 「工事・建設作業」「焼却（野焼き）」の主な発生源別公害苦情受付件数



4 発生源別公害苦情受付件数

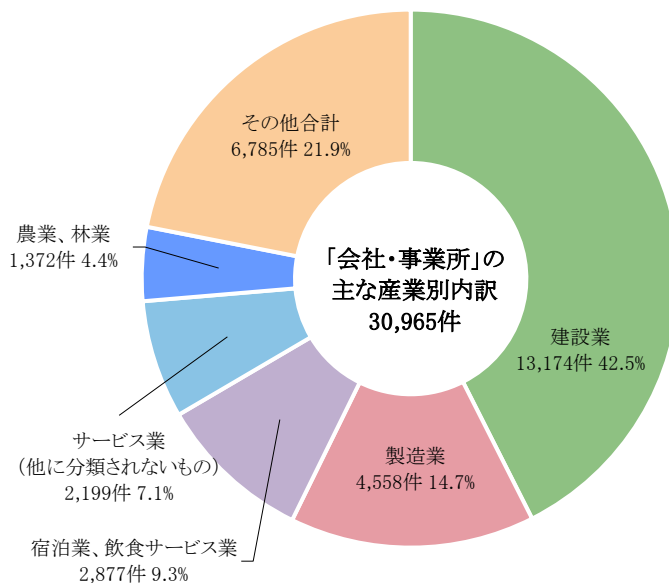
公害苦情受付件数（69,153件）を発生源別にみると、「会社・事業所」が30,965件（44.8%）と最も多く、次いで「個人」が21,735件（31.4%）となりました（図6）。

図6 発生源別公害苦情受付件数



「会社・事業所」の内訳を主な産業別にみると、「建設業」が13,174件（42.5%）と最も多く、次いで「製造業」が4,558件（14.7%）となっています（図7）。

図7 「会社・事業所」の主な産業別公害苦情受付件数



5 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

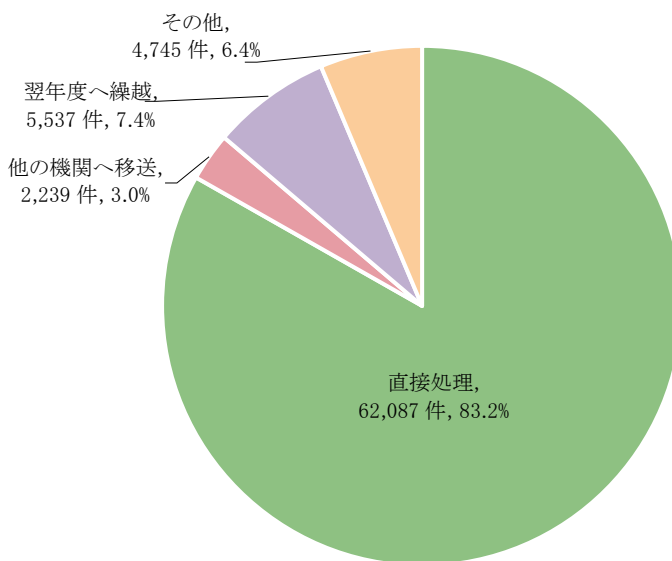
（1）公害苦情取扱件数

令和5年度の公害苦情の取扱件数は74,608件で、前年度に比べ2,317件の減少（対前年度比▲3.0%）となりました。

（2）処理件数

令和5年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で、直接処理²が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は62,087件（83.2%）、他の機関へ移送した件数は2,239件（3.0%）、翌年度への繰越件数は5,537件（7.4%）となりました（図8）。

図8 公害苦情の処理件数

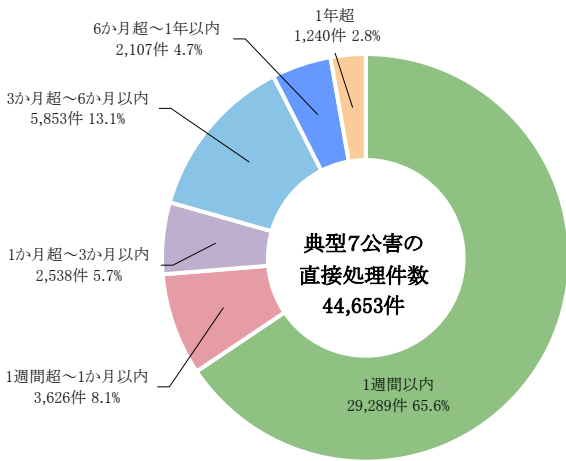


² 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいいます。

6 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数（44,653件）を苦情申立てから処理までの期間別にみると、「1週間以内」が29,289件（65.6%）、「1週間超～1か月以内」が3,626件（8.1%）、「1か月超～3か月以内」が2,538件（5.7%）、「3か月超～6か月以内」が5,853件（13.1%）、「6か月超～1年以内」が2,107件（4.7%）、「1年超」が1,240件（2.8%）となりました（図9）。

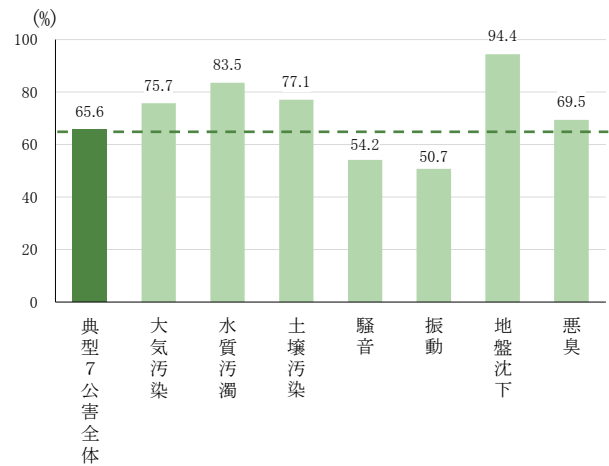
図9 苦情申立てから処理までの期間別
典型7公害の直接処理件数



件（2.8%）となりました（図9）。

「1週間以内」の内訳を典型7公害の種類別にみると、「騒音」及び「振動」において1週間以内に直接処理した割合が他の公害と比べ低くなっており、処理までの期間に長い日数を要する傾向があります（図10）。

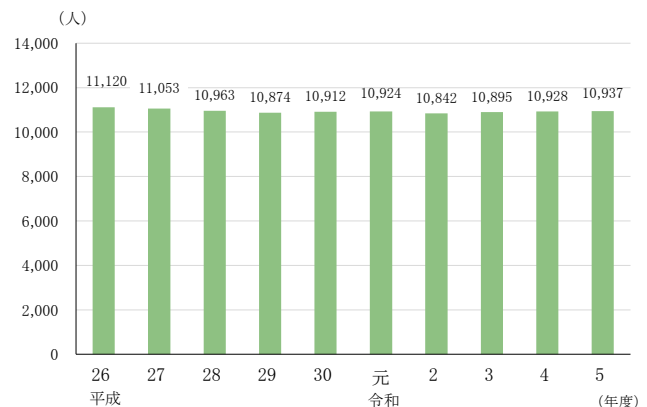
図10 典型7公害の種類別
1週間以内に処理された割合



7 公害苦情処理担当の職員数

令和5年度末（令和6年3月31日）現在、47都道府県及び1,741市町村（特別区を含む。）の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員の数はいは10,937人となっています（図11）。

図11 公害苦情処理担当の職員数の推移



おわりに

令和5年度公害苦情調査結果の詳細は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r5_index.html



<本調査の問い合わせ先>

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係

TEL：03-3581-9956

法曹関係の皆様への周知活動について

～各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様及び未来の法曹界を担う方々への公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、以下の活動を実施しています。

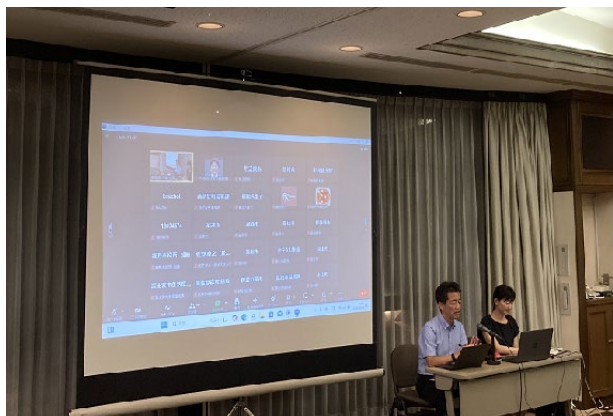
1. 弁護士に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演の実施

公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施するなどしており、ここ5年ほど（令和2年度から令和7年1月現在）では13回実施しています。令和6年度からは、各都道府県の公害審査会とともに講演を行う取り組みを進めており、各会の所属弁護士に加えて各地方自治体の職員等にもご参加いただき、公害等調整委員会及び各都道府県の公害審査会等の利用促進を図っています。



公害紛争処理制度に関する説明会の様子
(於：静岡県弁護士会館)

2. 裁判官・裁判所職員に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定囑託制度¹の周知に関する通知文を発出し、原因裁定囑託制度の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

(2) 講演の実施

各地の地方裁判所において、公害等調整委員会の委員長や審査官等が、裁判官（及び裁判所職員）に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど（令和2年度から令和7年1月現在）では5回実施しています。

3. 司法修習生に向けた周知活動等

(1) 通知文の発出

一年に一度、司法研修所宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文を発出し、司法修習生への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど（令和2年度から令和7年1月現在）では5回実施しています。また、令和5年度に続き、令和6年度も選択型実務修習の全国プログラムとして、司法

¹ 原因裁定囑託制度とは、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所が必要性を認めた場合には、当該裁判所からの囑託を受けて公害等調整委員会が原因裁定を行うものです。

修習生を受け入れました。司法修習生には、手続傍聴や実際の公害紛争事案を題材としたケース研究、公害等調整委員会の委員との意見交換などを内容とする行政型ADR研修のプログラムを提供しています。



騒音・低周波音に関する講義・実習の様子

(参考)講演資料の例

「公害」とは

法律上の定義
(環境基本法第2条第3項)
○事業活動(人の活動)に伴って生じる
○相当範囲にわたる(人的・地理的に応じのある被害)

変遷

【かつての公害】
○大規模・産業型
(例) 水俣病、イタイイタイ病 等
⇒被害者が多数かつ広範囲に存在し、因果関係の立証等に多額の費用と長期的な時間を費やす必要がある事件。

【近年の公害】
○都市型・生活型
(例)
・解体工事による騒音、振動被害
・産業廃棄物処理施設から発せられる大気汚染被害
・工場からの大気汚染、悪臭被害
・油槽所からの油漏れによる土壌汚染
・建設残土の不法投棄による水質汚濁 等

○人の健康・生活環境に被害が生じること

「公害紛争処理制度」の主な手続 1

○調停

- ・双方の互譲による合意に基づき紛争解決を図る
- ・調停委員会が積極的に当事者間に介入し、手続をリード
- ・必要に応じ、職権調査も実施

※調停成立後も、公調委が義務履行の状況等をフォローアップし、必要に応じて履行勧告を行う制度あり(公害紛争処理法(以下「法」という。第43条の2)

「公害紛争処理制度」の主な手続 2

○裁定

- ・裁定委員会が法律判断を行うことにより紛争解決を図る(民事訴訟法の規律に類似した手続。ただし、判決のような執行力はない。)
- ・以下の2種類
 - ①責任裁定: 損害賠償責任の有無及び賠償額
 - ②原因裁定: 加害行為と被害発生との間の因果関係 ※裁判所からの囑託も可能!!

・責任裁定の効力: 裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる。(法第42条の20) ※民事保全の担保についても特則あり(法第42条の22)

(参考) 具体的な審理の流れ 1

事務局は常に裁定委員会に報告相談の上で、専門委員の意見も踏まえながら争点整理、調査等を進める

当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

ア 機関誌「ちょうせい」記事

① 第106号（令和3年8月）

「民事訴訟手続と裁定手続の違い
～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>

ちょうせい
第106号



② 第107号（令和3年11月）

「原因裁定嘱託制度について
～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～」

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>

ちょうせい
第107号



イ 公害等調整委員会ホームページ

① 「原因裁定の嘱託制度（法曹関係者向け）」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html

② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>

③ 「係属事件一覧」「終結した公害紛争事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>

原因裁定
嘱託制度



公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動、行政相談月間での周知活動等についてご紹介します。

1 「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催

公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国6ブロックで実施しています。

今年度は10月に開催された九州・沖縄、中国・四国、関東・甲信越・静岡の3ブロックに続き、11月に東海・北陸ブロック会議を名古屋市で、北海道・東北ブロック会議を盛岡市で、近畿ブロック会議を和歌山市で開催しました。

10月の3ブロック同様、前半の合同会議においては、公害等調整委員会から公害紛争処理制度と「全体構想」についての説明及び公害苦情相談アドバイザーからの講演が行われました。後半は都道府県と市町村とに分かれ、都道府県会議においては、公害等調整委員会から裁定手続における職権調停の活用についての説明及び都道府県公害審査会の役割等についての意見交換が、また、市町村会議においては、事例に関するグループ討議や意見交換が行われ、それぞれ活発な議論が行われました。



東海・北陸ブロック会議 (於 ウィンクあいち)

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



2 「行政相談月間」について

総務省では、令和6年度から、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年9月から10月の2か月間を「行政相談月間」とし、行政相談活動や広報活動を重点的に実施することになりました。

行政相談の受付窓口（総務省行政相談センター等）に公害等調整委員会で発行しているリーフレット「騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ」を設置していただく、公害にお困りの御相談者に対して公害相談ダイヤルを案内していただくなど、連携を図りました。



3 「判例時報」、 「判例地方自治」 に掲載されました

『判例時報 No.2606 (2024年12月11日号)』に公害等調整委員会が担当した次の事件が掲載されました。

- 「燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件」(公調委令6・3・21 裁定)

申請人宅に隣接する金属加工会社(被申請人)

[Info]

『判例時報 No.2606 (2024年12月11日号)』

出版社：判例時報社

発行年月：2024/12

販売価格：850円(税込み)

の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金の支払を求め、棄却となった事例

『判例地方自治 No.513 (令和6年12月号)』に公害等調整委員会が担当した次の事件が掲載されました。

- 「稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件」(公調委令5・10・31 裁定)

土砂等による土地埋立てについて条例上の許可権限を有する地方自治体が、条例上禁止された廃棄物による埋立てを許可し、さらに無許可地への埋立てに対する規制権限の行使を怠り土壌汚染等が生じたことについて、国家賠償法上の責任が肯定され、土壌中和処理費用及び周辺井戸水監視費用の損害賠償が認められた事例

記事では、各事件の概要及び裁定について記載しております。是非、ご覧ください。



『判例地方自治 No.513 (令和6年12月号)』

出版社：ぎょうせい

発行年月：2024/12

販売価格：3,190円(税込み)



「異分子が見た合理的多様性」

公害等調整委員会委員

かとう かずみ
加藤 一実

（ 国立研究開発法人産業技術総合研究所
フェロー、イノベーションスクール長 ）

工学博士の学位を取得してから35年、その間に研究組織の運営に8年間携わり、公害等調整委員会の非常勤委員として7年目を迎えた。公害等調整委員会は、法曹を専門とする委員が多い。自然科学系出身の言わば異分子に何ができるか、何をすべきかと、着任以来、延々と模索が続いている。

法曹界における自由心証主義という考え方は実に新鮮である。本誌の読者には釈迦に説法かもしれないが、自由心証主義とは訴訟法上の概念で、裁判官の専門的技能と能力を信頼し、事実認定や証拠評価について自由な判断に委ねることにより真実発見に資するという考え方である。勿論、裁判官の全くの恣意的な判断が許されるものではなく、その判断は論理法則や経験則に基づく合理的なものでなければならない。公害紛争処理においてもこの考え方が根底にあるようだ。事件にあたって、幾度も裁定委員会や進行相談を重ね、そこで共有される情報を介して裁定委員の自由な心証が形成される。多様な経歴を具えた裁定委員の心証を総じて、裁定や調停が進められ、紛争の解決を図るのは蓋然的で合理的な工程である。

そうであるからこそ、裁定や調停の客観的根拠となる調査結果や測定データの重要性を強調したい。典型7公害すべてに関してである。調査や測定、さらには得られた結果やデータの解釈にあたっては専門的な知識を必要とすることが多い。県別審査会などの状況によってはそれらの実施が困難で躊躇されることがあるかもしれないが、環境基準や各種規制法等の規制基準と比較するために適確な数値を得ることは必須である。その上で、心身に係る苦情に関する参照値や閾値とともに検討されるのが相応しい。公害等調整委員会では、現地調査、職権調査、専門委員などの制度を活用し、必要な調査や測定と、得られた結果やデータの正確な解析を実施する体制が整っている。これらを通して、事実を客観的に解釈するための基盤が築かれている。裁定委員による自由な心証形成は客観的な根拠に基づかねばならない。このようにして改めて考えてみると、自然科学の研究者が正確なデータを基に真理を発見する一連の作業と何かしら共通していることに気がつく。

公害等調整委員会ではコロナ期を機に、裁定書において非常勤委員の押印省略が可能になった。委員長の判断の下で「差支えがあるため押印することができない」と記載されている。IT化に関しては、オンライン会議の導入が特筆すべき進展である。裁定委員会や進行相談をオンラインで実施することは、特に非常勤委員にとって利便性が高い。個々の事件の担当審査官や調査官による随時の多様な情報の提供を通して事件そのものの理解が深まり、節目節目で常勤委員と考え方の整合を図ることができ、大変機能的である。さらに、令和6年4月から審問期日に申請人及び被申請人のオンライン出席が実現し、令和7年4月からは、裁定委員長以外の裁定委員（非常勤委員に限らず常勤委員も）のオンライン出席が可能になる予定である。このような弾力的な取組や改革は紛争解決までの時間短縮に直結しており、公害等調整委員会独自の特徴と言える。

地球温暖化、パンデミック、大規模自然災害の発生が近年の社会を大きく変えている。このような社会の大変化とともに公害の質も変わりつつある。日本の社会で多様性の向上が叫ばれて久しいが、最近では多様性とともに公正性や包括性（Diversity, Equity and Inclusion: DEI）も重要とされている。公調委がDEI概念を柔軟に取り入れ、今後も健全に機能を発揮しつづけることを祈念している。



<最近の趣味>

車の運転、舞台鑑賞、散歩は楽しい。その折々に美しいものに出会うと心が和む。例えば、花である。精緻な構造や生物の不思議に感心して、ついついスマホを取り出して写真に収める。振り返れば、50代前半までにはなかった静かな感動である。以前はどちらかと言うと、強烈な躍動感を求めていたように思う。



効率的で的確な公害苦情相談対応を目指して

東京都世田谷区環境政策部環境保全課主事

すえざき たかや
末崎 貴也

世田谷区は東京 23 区中の西南端にあり、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っています。区の北部及び中央部は武蔵野台地の南縁部に位置し、比較的平坦な台地が広がっています。一方、南部は多摩川に沿って広がる氾濫低地となっており、標高が低く、地下水位が高い地域です。また、世田谷区には国分寺崖線という急斜面があり、これが台地と低地を分ける自然の境界となっています。この崖線には豊かな自然環境が残っており、湧水や樹林が見られます。

人口は東京 23 区で 1 番多く令和 6 年 12 月現在で約 92 万人、面積は 2 番目に大きく 58.05 km²です。また、その多くの地区が都市計画法の用途地域制度により住居系用途地域の指定がなされており、住宅都市として発展してきました。



たまがわ花火大会

世田谷区と川崎市で同時に開催されるたまがわ花火大会は例年約 65 万人が訪れる大規模なイベントとなっており、毎年 12 月と 1 月に開催されるボロ市という伝統的な市では、ふるさと物産展も同時に行われ、多くの人々が訪れ賑わいを見せています。

さて、本区の公害苦情相談は、環境保全課と区内 5 カ所に設置されている総合支所の地域振興課の計 6 部署で対応しており、年間 300 件程度受け付けています。その種類は、騒音、振動、粉塵、ばい煙、悪臭、その他多岐に渡っております。その中でも騒音・振動に関する苦情相談の割合が高く、この 2 種類のみで毎年全体の半数以上を占めており、騒音、振動に関する苦情相談の主な原因としては、建設（解体）工事が挙げられます。また、以前は工場や指定作業場の苦情相談も多かったのですが、近年の傾向としては、住宅の過密化や生活様式の多様化等により、日常生活に起因する近隣トラブルの割合が増えています。

環境保全課の主な業務には、工場等の事業所の公害対策、アスベスト飛散防止、大気汚染や土壌汚染の対策、河川水質調査、自動車公害調査、放射線情報の提供、有害鳥獣（ハクビシン・アライグマ）の防除支援、人に害をなす場合にカラスの巣撤去などがあります。また、環境美化や指定喫煙場所の管理も行っています。

私は世田谷区役所に入庁し、環境保全課に配属されて 3 年目になります。最初は環境法令の

解釈が難しく、苦情相談対応に苦労した時期もありました。休日でも苦情相談のことを思い出してしまうことがあり、長期間解決しないものはこのまま解決しないのではないかと思ひ悩んでしまうこともありました。経験を重ねるにつれ、苦情相談に対する考え方も変わりました。きっかけになった事例があるのでご紹介します。始まりは近隣の飲食店の騒音、悪臭に関する苦情相談として連絡がきました。初期対応はごく普通の公害苦情相談として対応を進めていましたが、お互いに公害以外のところで言い分がありそうであったため、三者で話し合いの機会を設けたところ、苦情相談の原因は騒音、悪臭ではなく、そもそも飲食店と良い関係を築けておらず飲食店の対応に不満があったことによることだとわかりました。その後、二者での話し合いを重ねて和解し、区役所へ苦情相談は来なくなりました。公害苦情相談はケースバイケースで対応が難しく、自分自身まだまだ未熟ではありますが、苦情相談の背後にある真の意図を理解することで、住民目線でより効果的な対応が可能になるのかなと思うようになりました。また、世田谷区では、隣接する建物の距離が近いため、飲食店など事業所のダクト騒音に対する苦情相談が寄せられることが多くあります。東京都条例では、日常生活に適用される騒音の規制基準が定められており、これを超える騒音が発生した場合、対象者に対して改善を促す説明を行います。しかし、基本的には強制力のある指導はできないため、申立者の言い分を尊重しつつも、飲食店側の不利益にならないよう配慮する必要があります。このような苦情相談対応において、最終的には申立者と事業者の双方が納得できる落としどころを見つけてもらうことが1番の解決策だと考えています。苦情相談対応に当たり、具体的に次の3点について意識しているのご紹介いたします。

1つ目に、話を最後まで聞くことです。当たり前のことかもしれませんが、申立者が何を感

じ、どのような状況に置かれているのかを理解するためには、彼らの話を遮らずに最後まで聞くことが不可欠です。思い込みで話を遮ってしまうと怒りの矛先が区に向きかねません。話を最後まで聞くことで、申立者が感じている問題の本質を正確に把握することができます。

2つ目に、区役所としてできること以上の期待をさせないよう意識しています。申立者に対して、現実的な対応策や区役所の権限の範囲を明確に伝えることで、過度な期待を抱かせないようにし、後々のトラブルを防ぐよう心掛けています。

3つ目に、申立者と対象者の視点に立ち、自分だったらどうするかを考えるようにしています。なかなか綺麗に落としどころが見つかる案件はありませんが、双方の立場に立って考えることで、より公平で納得のいく解決策を見つけられることもあります。

ご紹介した事例のように自治体へ寄せられる公害苦情相談の段階で解決できることが一番望ましいですが、苦情相談全てにおいて型に当てはめれば解決できるわけではありません。先日参加させていただいた公害苦情相談員等ブロック会議の中で、適切な機関に苦情が申し立てられていないという課題があるとの説明がありました。世田谷区においても、区ができる対応に限界がきているにも関わらず、区へ公害苦情相談を続けられるといった事例があります。苦情相談をよりの確に解決するためにも、苦情相談者へ自治体でできること、公害紛争処理機関でできることを説明し、必要に応じて、公害紛争処理制度を活用していくべきだと感じました。

今後、こういった制度を活用し、専門的な対応を受けることで、問題解決のスピードと質が上がると思います。これにより、住民の不満や苦情相談が適切に処理され、公害問題の解決に向けた一歩を踏み出すことができることを期待しています。

がんばっています

公害苦情相談処理の今



奈良県橿原市環境部環境政策課主査

おおつか さやか
大塚 沙弥香

橿原市は奈良県のほぼ中央に位置し、東西7.5 km、南北8.3 kmの広がりを見せ、東は桜井市、西は大和高田市、南は高取町・明日香村、北は田原本町と接しています。面積は39.56 km²で、全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曾我川が流れています。また、万葉の時代を偲ばせる「大和三山」(畝傍山：標高199m、耳成山：標高139m、香久山：標高152m)がそびえ、その中央には約1300年前の首都、わが国初の条坊制の都・藤原京の宮殿跡「藤原宮跡」があります。古代に「日本」という名称が初めて使用されたのが藤原京の時代であることから、藤原宮跡がある橿原市は「日本国はじまりの地」と言われており、令和7年1月には世界遺産の国内推薦が決定しました。また、第一代天皇の神武天皇を祀る橿原神宮や、江戸時代の町並みを残す「今井町」などの歴史的文化遺産も多く点在しており、見どころいっぱいこの街です。さらに、交通面に目を向けると、市内の端々まで鉄道網が整備されており、特急停車駅である近鉄「大和八木駅」及び「橿原神宮前駅」の2大ターミナル駅をはじめ、近鉄・JRを合計して13駅が市内にあります。大阪からは40分、京都からは50分、関西国際空港からは60分、名古屋からは110分と鉄道アクセスが抜群な上、京都～和歌山を結ぶ「京奈和自動車道」や、大阪方面につながる「南阪奈道路」などの高速道路のほか、市内に複数の国

道が網目状に通っているため、自動車での移動もとても便利な街です。



大和三山

本市では、環境部環境政策課保全係で公害苦情相談等の対応をしています。典型7公害である騒音や振動、悪臭に関する事案のほか、地域猫やスズメバチなどに関する相談などが寄せられます。今回は、これらの中でも特に多く寄せられる「野焼き」と「悪臭」について、現況などをご紹介します。

「野焼き」に関する苦情相談は、廃掃法上の例外規定に該当するものが大半です。苦情相談者は、住環境の観点から「洗濯物に臭いがつく」「家の中まで臭いがする」「息苦しさを感ずる」などと主張し、一方で行為者は、地域の慣習的な観点から「昔から行っている」「農業を営む上で認められた必要な行為である」などと主張する例が多いです。その際の私たち行政担当者

の対応としましては、どこで折り合いをつけるべきかを悩むことも多々あります。特に近年は、農地や農業者が減少しているため苦情相談件数は減少傾向にあります。都市開発に伴って農地の近くに新しい住宅地が開発されることが増えています。そのため、このような場所で野焼きが行われると、野焼きによる煙や臭いが近隣の住環境に大きく影響を与えるため、住民からの苦情相談につながりやすい状況下にあります。さらに、多くの場合、苦情相談者は例外規定に関する情報を持ち合わせていないため、行為者に対して「今すぐに行為そのものを止めさせること」を求めることも多く、問題の解決をより難しくしています。このようなことから、野焼きに関する苦情相談対応は、農業と住環境のバランスを取る難しい問題であることを踏まえ、私たち行政担当者は、規制や例外規定に照らしながら、行為者や苦情相談者の意見を尊重しつつ、解決策を見つけるための積極的な調整役を担う必要があると考えています。

次に、「悪臭」に関する苦情相談の内容も多様化してきています。一昔前は、悪臭の原因が野焼きであることも多かったのですが、近年は原因がわからないことや、現場に到着したときにはすでに臭いがなくなっているという例も少なくありません。また、原因が特定できた場合であっても、即座に問題を解決することができず、問題が長期化するケースもあります。先日、水路の悪臭について当課に苦情相談が寄せられました。現地を確認すると、上流域の下水道未整備地域にある飲食店の排水が主たる原因であることが分かりましたが、特定の店舗だけを問題視するわけにはいかず、関係機関と連携しながら、上流域に位置する全ての飲食店の排水設備や浄化槽の維持管理状況を確認し、必要に応じて巡回指導を行いつつ、適切に排水設備等の維持管理がなされるように誘導することで問題解決を図っているところです。

最近、地域コミュニティの希薄化に伴って、一昔前には地域内で解決されていたご近所トラブル等の相談や苦情が増えているように感じます。また、インターネットの普及により、苦情相談者が予めインターネットで有用な情報を入手し、第三者と情報共有や意見交換を行った上で当方に苦情相談を申し立てる例もあり、従来の対応方法では苦情相談者が期待する解決に至らないことも増えてきています。

そのような中、私が公害苦情相談対応を行う上で変わらず大切にしているのは、「苦情相談者の意見に耳を傾けること」です。まずは、苦情相談者の立場に立ち、悩みや不安に対して耳を傾けるように心がけています。苦情相談対応において、行政が対応できる範囲には限りがあること、法令等のルールを順守させなければならないからこそ、耳を傾けることが全ての事案に対して私たちができる最も基本的かつ大切なことであると考えています。そして、もう一つは「中立の立場」を守ることです。何らかの規制に該当するかどうかで対応も変わりますが、どこまで関与すべきかを慎重に判断し、どちらか一方に有利・不利になるような発言や対応はないようにしています。また、無責任に「対応しない」と切り捨てることは避け、問題が解決しないまま放置されないようにも配慮しなければなりません。

私たち行政は、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向けて、引き続き様々な公害苦情相談に対応していかなければなりません。今後、公害苦情の案件がますます複雑化・多様化する中であっても、常に苦情相談者の声に耳を傾け、柔軟で適切な対応ができるように日々研鑽を積んでいきたいと思っております。

公害等調整委員会の動き

(令和6年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月7日	令和4年(ゲ)第10号 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
11月18日	令和4年(セ)第5号 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
11月25日	令和5年(セ)第11号 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
12月6日	令和4年(セ)第4号 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	兵庫県
12月17日	令和4年(セ)第8号 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
12月19日	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件(令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号・令和6年(セ)第7号事件) 第10回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第13号事件)

令和6年10月4日受付

本件は、被申請人が申請人宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いている等として、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計330万6340円の支払を求めるものです。

○ 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第8号事件)

令和6年10月21日受付

本件は、申請人に生じた吐き気、頭がジンジンとしびれるような症状等の健康被害は、被申請人が管理するアパートにおいて、低周波音を発生させる給湯器(又はボイラー)を稼働させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第15号・令和6年(セ)

第17号事件)

令和6年11月8・14日受付

本件は、被申請人(鉄工所の代表清算人ら3人)が申請人宅北側に建築した鉄工所(被申請人)を、建物解体会社(被申請人)に解体させた解体工事(以下「本件工事」という。)において、大型重機で石綿含有の可能性が高い壁を破砕し、申請人宅側の防護幕の上から落として粉砕・破砕して、騒音、振動、粉じんを発生させたことにより、申請人は、本件工事時はイヤーマフを装着しなければ生活できず、耳の聞こえが悪くなり耳鼻科に通院し、また、本件工事終了後も跡地にある破砕物からのアスベスト飛散の危険へのストレスにさらされ夜も寝られず、メニエール症候群に罹患し通院することとなり、健康的被害及び精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計89万4950円を連帯して支払うことを求めるものです。(令和6年11月8日受付)

その後、令和6年11月14日、同申請人から、愛知県及び愛知県蟹江町を相手方(被申請人)として、被申請人らが、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第10条第1項に基づく建物解体工事に関する虚偽の届出書を受理し、近隣住民からの苦情や、申請人が提示した本件工事現場で採取したスレート片がアスベスト含有であったことを示す分析結果から、本件工事現場跡地にアスベストスレートが不法投棄されていることを知りながら、適正な立入りや検査を行わず、アスベストスレートはないと認定して放置していることにより、本件工事跡地に隣接する申請人宅に居住する申請人は、アスベストを3年間吸い続け精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金4万円を連帯して支払うことを求める、との責任裁定の申請がありました。(令和6年11月14日受付)

○ 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第9号事件)

令和6年12月2日受付

本件は、申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙(アンモニア・硫化水素等)による悪臭を発生・拡散させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第10号事件)

令和6年12月10日受付

本件は、申請人に生じた胸痛、動悸、頭痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人ら宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器により騒音、振動、低周波音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第11号事件)

令和6年12月27日受付

本件は、申請人が所有する自家用車等に鉄粉が付着し、継続的に損壊を受けている被害は、被申請人(鉄道会社)が日常的に運行管理する鉄道車両等が原因で、鉄粉を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第2号事件)

① 事件の概要

令和6年2月13日、神奈川県鎌倉市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことと申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年10月7日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第10号・令和6年(調)第8号事件)

① 事件の概要

令和4年11月4日、東京都足立区の住民2人から、アクセサリー製造等会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの騒音、低周波音、振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年10月7日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第8号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進め、同月29日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第10号事件）

① 事件の概要

令和6年7月8日、福井県若狭町の住民1人（申請人）から、申請人宅の道路を隔てた真向かいに所在する飲食店の経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、飲食店等（パン製造工場、パン販売所及びカフェ）を開業以来、客との話し声、店への誘導の声、客を見送る際の声、客の車による駐停車音、発進音及びアイドリング音等の騒音を発生させ、また、申請人に対し不誠実な対応をしたことにより、申請人は、急性ストレス障害、適応障害及び不眠症と診断され、生活や仕事に支障が出ており、通院治療しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金58万6530円の支払を求めたものです（その後、請求金額は69万8760円に変更）。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年11月28日、本件申請は、公害紛争処理法2条及び環境基本法2条3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の13第1項の規定に基づき、申請人の本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

公害等調整委員会の動き

○ 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第5号事件)

① 事件の概要

令和4年8月1日、千葉県柏市の住民1人から、犬のブリーダー業を営む隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることにより、申請人が、精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているとして、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金440万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで複数の犬の吠え声による騒音を発生させたことにより、申請人が精神的苦痛等の健康被害を受け、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されたかについて、専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年12月17日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第14号事件)

① 事件の概要

令和6年11月7日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和5年4月に大腸憩室出血のため、令和6年1月に下部消化管出血のため、緊急入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐(おうと)、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているとして、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計600万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でない認められることから、令和6年12月17日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第3号事件)

① 事件の概要

東京都東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請がありました。

- (1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。
- (2) 騒音については以下のとおり。
 - (i) 露天風呂からの人の声等、(ii) 露天風呂のテレビや滝の音、(iii) 北側室外機の音、(iv) 入浴施設の BGM や店内放送、(v) 排水及び排気の音、(vi) 車のアイドリング音、(vii) 夜間工事の騒音
- (3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第 5 項の規定により、令和 3 年 9 月 27 日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会が、同年 10 月 18 日に受け付け、令和 5 年 1 月 19 日、調停が成立した事件（令和 3 年（調）第 3 号事件）です。

令和 5 年 12 月 13 日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、被申出人に対し、公害紛争処理法第 43 条の 2 第 1 項前段に基づき、勧告を求める申出のあった令和 3 年（調）第 3 号事件の調停条項の義務の履行を勧告することを令和 6 年 12 月 17 日に決定し、19 日に勧告しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和6年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和6年(調)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R6.7.23
東京都 令和6年(調)第1号事件	印刷機等からの悪臭防止及び損害賠償請求事件	R6.9.30
熊本県 令和6年(調)第1号事件	カラオケ店からの騒音被害防止請求事件	R6.9.30
広島県 令和6年(調)第3号事件	コンテナ基地からの騒音被害防止等請求事件	R6.10.9
埼玉県 令和6年(調)第3号事件	通信設備の新設工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R6.11.9

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福岡県 令和6年(調) 第1号事件 [工場からの騒音 等被害防止請求 事件]	福岡県 住民1人	建築資材 仕入販売 業者、物 流業者	令和6年3月26日受付 (1) 被申請人は、本件工場 から造成工事、砕石、車両に よる運搬及び重機稼働により 発生する音について、昼間60 デシベル・夜間50デシベル以 下に低減すること。 (2) 被申請人は、土地造成 工事に起因する振動により破 損したブロック塀、スロープ 等の亀裂、浄化槽部コンクリ ートの陥没等の修復工事を行 うこと。 (3) 被申請人は、粉じんに よる健康被害が生じないよう 防止措置をとること。 (4) 被申請人は、作業時間 を午前9時から午後5時まで とし、夜間及び土日祝日の操 業は行わないこと。 (5) 被申請人は、上記措置 をとらない場合又はいずれか の事項に違反した場合は速や かに必要な回復工事を行い、 現事業場から移転すること。	令和6年8月9日 調停打ち切り 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打ち切り、本件は終 結した。
沖縄県 令和5年(調) 第1号事件	沖縄県 住民1人	沖縄県A 市、指定 管理会社	令和5年10月23日受付	令和6年8月26日 調停打ち切り

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件]			(1) 被申請人は、防音壁を設置するなどしてグラウンド(スケートボードパーク)の騒音を低減すること (2) 申請人の健康被害による慰謝料	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和5年(調) 第1号事件 [運送業者営業所からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	運送会社	令和5年8月2日受付 (1) 被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人の営業所からの騒音を低減すること。 (2) 被申請人は、申請人との話し合いに応じ、速やかに問題の解決を図ること。	令和6年9月3日 調停成立 調停委員会は6回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
熊本県 令和元年(調) 第1号事件 [温泉宿からの騒音被害防止請求事件]	熊本県 住民1人	旅館経営者	令和元年11月29日受付 (1) 被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること。 (2) 被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること。 (3) 被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させる	令和6年9月4日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>ために、ドアアームストップパー等の防音対策を講じること。</p> <p>(4) 被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること。</p> <p>(5) 被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。</p>	
<p>広島県 令和3年(調) 第1号事件</p> <p>[金属加工工場からの悪臭被害防止請求事件]</p>	<p>自動車整備会社、 仏壇製造会社、 木材加工会社</p>	<p>金属加工会社</p>	<p>令和3年9月21日受付</p> <p>(1) 被申請人は、申請人らに対し、悪臭による被害が生じないように、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。</p> <p>(2) 被申請人は、申請人らそれぞれに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月3万円を支払うこと。</p>	<p>令和6年10月1日 調停成立</p> <p>調停委員会は3回の期日を開催することにより手続を進め、当時の状況では調停の場で議論できないことから、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、一切の事情を考慮して調停案を作成し、その受諾を勧告した。</p> <p>指定した期間内に、当事者双方から調停案を受諾しない旨の申出がなかったため、受諾勧告で示した調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、事件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 令和5年（調） 第6号事件 [トラックからの 騒音被害防止請 求事件]	埼玉県 住民1人	運輸会社	令和5年12月18日受付 (1) トラックの発車等の操 業に係る騒音（特に深夜）の 継続的・持続的な軽減措置 を求める。 (2) 被申請人に対し、 (1) で求める事項が執られ ていることを随時確認し、執 られていない場合には、自主 的に是正措置を講じることを 求める。	令和6年11月6日 調停成立 調停委員会は2回の 期日を開催すること により手続を進め、 調停委員会から調停 条項を提案したとこ ろ、当事者間の合意 により調停が成立し た。
大阪府 令和6年（調） 第1号事件 [工事車両からの 騒音・振動のお それ公害防止請 求事件]	大阪府 住民5人	大阪府A 市	令和6年1月29日受付 (1) 被申請人は、工事用の 大型車両を生活圏道路B号線 等およびC線を通行させない ように対策を講じなければな らず、その対策として工事用 の大型車両を中央環状線から 公園予定地南側へ直接出入す る計画に見直さなければなら ない。 (2) 前項の対策の実現のた めに事業計画地に隣接する土 地所有者であり、土地の一時 使用の許諾を申し出している Dと具体的な計画図をもって 協議・調整しなければならない。 (3) 第1項の対策の実現の	令和6年12月4日 調停成立 調停委員会は5回の 期日を開催すること により手続を進め、 調停委員会から調停 条項を提案したとこ ろ、当事者間の合意 により調停が成立し た。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ために中央環状線の道路管理者である大阪府E土木事務所と、中央環状線から公園予定地南側へ直接出入する仮設道路を設置する際に障害となる道路照明灯の工事期間中の移設を、具体的な計画図をもって協議・調整しなければならない。	

(注) 上記の表は、原則として令和6年10月1日から令和6年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第120号 令和7年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動
に伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索



URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

 @MIC_kouchoi

